

重要事項説明書

様

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護施設
特別養護老人ホーム ぼんてん荘

当施設は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 0272500612)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをつぎの通り説明いたします。

※当施設の入所は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

目 次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 守秘義務について	6
6. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松緑福社会
- (2) 法人所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢 130-23
- (3) 電話番号 0175-72-4700
- (4) 代表者氏名 理事長 木村廣正
- (5) 設立認可 平成4年1月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月16日指定青森県第0272500612号

※当事業所は特別養護老人ホームぼんてん荘に併設されています

- (2) 事業所の目的 日常生活の介護、相談及び援助、また、機能訓練や健康管理及び療養上のお世話を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう努める。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム ぼんてん荘
- (4) 事業所の所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢 130-16
- (5) 電話番号 0175-72-3886
- (6) 施設長 佐々木 薫
- (7) 当事業所の運営方針 入所者老人の自覚と生命の尊厳を図りながら「和・協調・敬愛」を基本とし全職員が温もりのある介護、思いやりの真心をもって入所者の援助に当たり、安らぎと潤いのある日々が送れるよう、一人ひとり協力しあう。
- (8) 開設年月日 平成7年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8:15～17:15

- (10) 利用定員 15人(併設・空床型)

(11) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室ですが、他の種類の居室の利用を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	31室	従来型個室、トイレ、洗面所、整理タンス等
2人部屋	13室	多床室
4人部屋	7室	多床室
合計	51室	
食堂	2室	

機能訓練室	1室	平行棒、USW（超短波）、低周波、滑車等
浴室	4室	特浴、中間浴、一般浴
医務室	1室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算
1. 施設長	1人
2. 生活相談員	1人
3. 介護職員	32人
4. 看護職員	4人
5. 機能訓練指導員	1人
6. 医師	1人（非常勤）
7. 管理栄養士	1人

《主な職員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週水曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	早勤 7:00～16:00
	日勤 8:15～17:15
	遅勤 10:30～19:30
	夜勤 17:00～ 9:00
3. 看護職員	早勤 7:30～16:30
	日勤 8:30～17:30
	遅勤 10:00～19:00
4. 機能訓練指導員	日勤 8:15～17:15

☆ 土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス利用料金（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

① 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝 食 7：30～8：15

昼 食 11：30～12：30

夕 食 17：00～18：00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきり、車椅子使用の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の心身能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常活を送るのに必要な回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金（1日あたり）》（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。）

多床室

1. ご契約者の要介護度と利用料金		要介護 1 5,960 円	要介護 2 6,650 円	要介護 3 7,370 円	要介護 4 8,060 円	要介護 5 8,740 円
2. うち介護保険から給付される金額	9 割	5,364 円	5,985 円	6,633 円	7,254 円	7,866 円
	8 割	4,768 円	5,320 円	5,896 円	6,448 円	6,992 円
	7 割	4,172 円	4,655 円	5,159 円	5,642 円	6,118 円
3. サービス利用に係る自己負担	1 割	596 円	665 円	737 円	806 円	874 円
	2 割	1,192 円	1,330 円	1,474 円	1,612 円	1,748 円
	3 割	1,788 円	1,995 円	2,211 円	2,418 円	2,622 円
4. 夜勤職員配置加算		13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
5. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6 円	6 円	6 円	6 円	6 円
6. 機能訓練体制加算		12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
7. 認知症専門ケア加算		(Ⅰ) 3 円	(Ⅰ) 3 円	(Ⅰ) 3 円	(Ⅰ) 3 円	(Ⅰ) 3 円
		(Ⅱ) 4 円	(Ⅱ) 4 円	(Ⅱ) 4 円	(Ⅱ) 4 円	(Ⅱ) 4 円
		令和 6 年 7 月まで			令和 6 年 8 月から	
8. 食費	第 1 段階	300 円				
	第 2 段階	600 円				
	第 3 段階	1,000 円 ②1,300 円				
	第 4 段階	1,445 円				
9. 滞在費	第 1 段階	0 円			0 円	
	第 2 段階	370 円			430 円	
	第 3 段階	370 円			① ② 430 円	
	第 4 段階	855 円			915 円	
10. 自己負担額		(3~9)				

従来型個室

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護 1 5,960 円	要介護 2 6,650 円	要介護 3 7,370 円	要介護 4 8,060 円	要介護 5 8,740 円
2. うち介護保険から給付される金額	9 割	5,364 円	5,985 円	6,633 円	7,254 円	7,866 円
	8 割	4,768 円	5,320 円	5,896 円	6,448 円	6,992 円
	7 割	4,172 円	4,655 円	5,159 円	5,642 円	6,118 円
3. サービス利用に係る自己負担	1 割	596 円	665 円	737 円	806 円	874 円
	2 割	1,192 円	1,330 円	1,474 円	1,612 円	1,748 円
	3 割	1,788 円	1,995 円	2,211 円	2,418 円	2,622 円
4. 夜勤職員配置加算		13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
5. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6 円	6 円	6 円	6 円	6 円

6. 機能訓練体制加算	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
7. 認知症専門ケア加算	(I)3 円	(I)3 円	(I)3 円	(I)3 円	(I)3 円
	(II)4 円	(II)4 円	(II)4 円	(II)4 円	(II)4 円
	令和 6 年 7 月まで			令和 6 年 8 月から	
8. 食費	第 1 段階	300 円			
	第 2 段階	600 円			
	第 3 段階	1,000 円 ② 1,300 円			
	第 4 段階	1,445 円			
9. 滞在費	第 1 段階	320 円		380 円	
	第 2 段階	420 円		480 円	
	第 3 段階	① ② 820 円		① ② 880 円	
	第 4 段階	1,171 円		1,231 円	
10. 自己負担額	(3~9)				

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

- ・送迎費 片道につき 184 円 (自己負担)
- ・疾患により療養食が必要な場合は 1 食 8 円加算されます。

【令和 6 年 5 月まで】

- ・介護職員処遇改善加算 (ア) 6.0%
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算 (イ) 1.6%
- [(ア)、(イ)については、基本サービス費各種加減算を加えた総単位数に加算率を乗じた分を負担していただきます。]

【令和 6 年 6 月から】

- ・介護職員等処遇改善加算 (IV) 9.0%
- [基本サービス費各種加減算を加えた総単位数に加算率を乗じた分を負担していただきます。]
- ・生活機能向上連携加算として、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため加算する場合があります。 1 月 100 円

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請をおこなうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 食費

利用料金：1日あたり 1,445円 （朝食395円 昼食570円 夕食480円）
（1,445円は基準費用額であり、利用者の課税、所得状況により異なります。）

② 滞在費

【令和6年7月まで】

多床室 1日当り 855円 従来型個室 1日当り 1,171円

【令和6年8月から】

多床室 1日当り 915円 従来型個室 1日当り 1,231円

（基準費用額であり、利用者の課税状況、所得状況により異なります）

③ 理髪サービス

毎月第2月曜日、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円

④ 電気代

・テレビ (1月) 300円

・電気毛布 (1月) 300円

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前期(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。

(4) 利用中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○ 利用予定期間の前、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

○ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察を受けることが出来ます。

①協力医療機関

医療機関の名称	六ヶ所村地域家庭医療センター
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 986 番地 4
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	六ヶ所村地域家庭医療センター
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 986 番地 4

5. 守秘義務について

- (1) 事業者及びサービス従事者・従業員は、施設生活介護サービスを提供する上で、知り得た利用者やご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービス提供終了後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者の医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身の状況を提供できるものとします。
- (3) 事業者及びサービス従事者が、施設介護サービスを提供する上で、利用者やご家族の個人情報について、サービス担当者会議等において必要最小限の範囲内で使用できるものとします。

6. 苦情の受付について（契約書第 2 2 条）

(1) 当事業者における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます

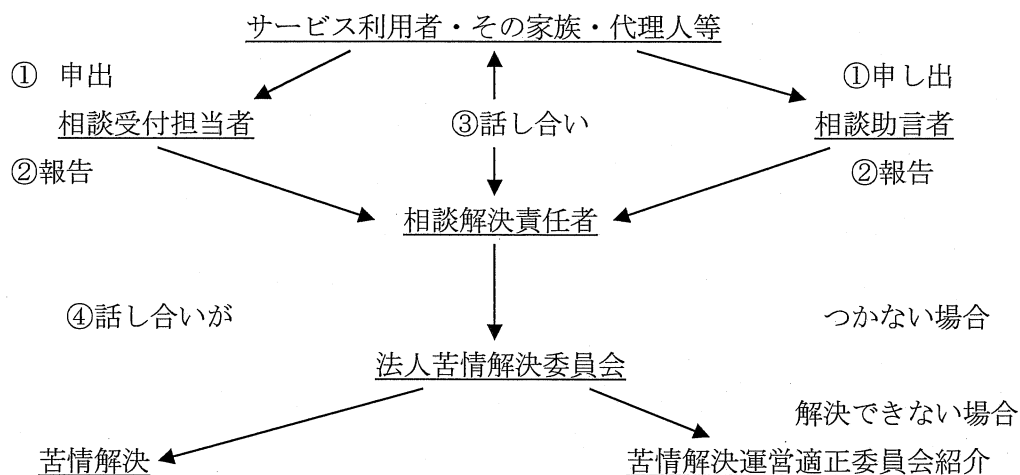
- | | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| ○ 苦情受付窓口（担当者）
〔指導課長〕 | ○受け付け時間
毎週 月曜日～金曜日
8：15～17：15 |
| ○ 苦情解決責任者
〔施設長〕 | |
| ○ 苦情解決第三者責任者 | |
| 1 外部委員 | |
| 2 外部委員 | |

(2) 政機関その他苦情受付機関

六ヶ所村介護保険担当課	所在地	六ヶ所村大字尾駸字野附 4 7 6
	電話番号	0 1 7 5 - 7 2 - 2 1 1 1
国民健康保険団体連合会	所在地	青森市新町 2 丁目 4 - 1
	電話番号	0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 3 6

利用者の意向が十分に反映された福祉サービス提供のため、また相談や苦情を自由に申し出ることのできる環境を整へ、迅速かつ円滑に解決することを目的としています

《相談及び苦情解決までの流れ》



指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム ぼんてん荘
 説明者 指導課長 印
 説明者 介護支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意いたしました。

また個人情報の利用については、5の（3）の必要最小限の範囲で利用することに同意します。

契約者住所

氏 名

印

重要事項説明書

様

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護施設
特別養護老人ホーム ぼんてん荘

介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービス

事業所名 特別養護老人ホームぼんてん荘
指定番号 0272500612
所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢130-16
管理者氏名 施設長 佐々木 薫
電話番号 0175-72-3886
FAX番号 0175-72-3887
サービスを実施する地域 六ヶ所村

(2) 事業所の従事者体制

職種	職務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元化	1名		1名
医師	健康管理及び療養上の指導		1名	1名
生活相談員	生活相談及び生活指導	1名		1名
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と指導 保健衛生管理	3名	1名	4名
介護職員	介護業務	28名	4名	32名
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名		1名
機能訓練員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名		1名
調理員その他	調理業務等	5名	1名	6名

(3) 設備の概要

定員 15名
食堂 利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸・食器類などの備品を備えます。
浴室 浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。
洗面所等 必要に応じて洗面所やトイレを設けます。
機能訓練室 利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室と機訓練器具を備えます。

その他 設備としてその他に、医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・介護職員室等を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

②食事

食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。医師の指示による食事の提供を行います。

③入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④介護

介護予防短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・ 更衣、排泄、食事、入浴介助
- ・ 体位変換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従事者が、日常生活に関する事等の相談に応じます。

⑦健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にはご家族に対応頂きます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他のサービス

①理美容

毎月第2月曜日、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。

③レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示の額として設定します。

□介護報酬告示額（併設型）

(1) 基本料金（1日あたり）

従来型個室	利用料	自己負担額(1割負担の場合)
要支援1	4,510円(438単位)	451円
要支援2	5,610円(545単位)	561円
多床室		
要支援1	4,510円(438単位)	451円
要支援2	5,610円(545単位)	561円

(2) 加算料金等

ア) 送迎加算	片道につき	184円(184単位)
家族が事情等から送迎を行うことが必要な場合		
イ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	60円(6単位)
ウ) 機能訓練体制加算	1日につき	120円(12単位)
【令和6年5月まで】		
エ) 介護職員処遇改善加算(①)		6.0%
オ) 介護職員等ベースアップ等支援加算(②)		1.6%
[①、②については、基本サービス費各種加算を加えた総単位数に加算率を乗じた分を負担していただきます。]		

【令和6年6月から】

カ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		9.0%
[基本サービス費各種加算を加えた総単位数に加算率を乗じた分を負担していただきます。]		

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

ア) 基本料金	1日当たり	1,445円
イ) 入所・退所時等における食費の負担額	入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日当たりの額とします。(すべての食事をとらない場合を除く)	

(2) 居室費	【令和6年7月まで】	多床室	855円	個室	1,171円
	【令和6年8月から】	多床室	915円	個室	1,231円

(3) 理美容代	実費	2,000円
----------	----	--------

(4) その他

ア) 利用者の嗜好品の購入 実費

イ) サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1 複写につき10円

ウ) 電気代
テレビ 1月につき300円

電気毛布 1月につき300円

☆介護サービスを利用した際、サービス利用料の1割を利用者負担としていただいておりますが、一定以上の所得のある方(第1号被保険者)については、利用者負担が2~3割になります。

5. サービス利用に当たっての留意事項

①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従事者にご一報下さい。

②利用者は、事業所内の機械および器具を利用される際、必ず従事者に声を掛けてください。

③事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。

④従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従事者等に訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従事者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においても、これらの秘密を保守すべき旨を、従事者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従事者に教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者 (指導課長)

ご利用時間 月曜日～金曜日 8時15分～17時15分

ご利用方法 電話 0175-72-3886

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

六ヶ所村健康福祉課介護保険係

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475

電話 0175-72-3886 FAX0175-72-3887

受付時間 8時15分～17時00分(土日、祝日除く)

青森県国民健康保険団体連合会

青森市新町2丁目4-1

電話 017-723-1336

※ 苦情解決第三者委員

1 外部委員

2 外部委員

公平中立な立場で、苦情を受けつけ相談に乗っていただける委員です。

13. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関 六ヶ所村地域家庭医療センター 内科 歯科
六ヶ所村大字尾駸野附986番地4

緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 損害賠償について

当施設において、施設責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢130-16
事業所名 特別養護老人ホーム ぼんてん荘 介護予防短期入所生活介護
指定番号 0272500612号
管理者 施設長 印
説明者 介護支援専門員 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所
氏 名 印

<利用代理人>

住 所
氏 名 (続柄) 印